

山口県行政書士会長 様

山 口 県 総 務 部 税 務 課 長

令和 7 年 8 月の大雨により自動車が被災した方への自動車税
（環境性能割・種別割）の減免について（お知らせ）

本県の税務行政については、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

山口県では、令和 7 年 8 月の大雨により自動車が被災し、新しく自動車（代替自動車）を取得された方に対する減免制度（自動車税環境性能割）及び被災した自動車を修理して使用される方に対する減免制度（自動車税種別割）がございます。

については、会員の方への減免制度及び手続きの周知を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

【自動車税環境性能割】（自動車が被災し、新しく自動車（代替自動車）を取得された方への減免）

1 減免要件

被災した日から 6 か月※以内に以下の要件を満たす方

- ①被災した自動車を抹消登録または移転登録していること
- ②代替自動車を取得（登録が完了）していること
- ③被災した自動車と代替自動車の名義が同一であること

※被災自動車を 6 か月以内に抹消登録・移転登録できない場合や、代替自動車の納車が遅れ 6 か月以内に登録が完了できないなどの事情がある場合は、下記 5 の窓口へ事前にご相談ください。

2 減免額（減免額の算定方法）

被災した自動車の被災前の価格（※1）× 代替自動車の自動車税環境性能割の税率（※2）

※1 新車時の課税標準額に経過年数に応じた残価率を乗じた価額

（減免額については山口県税事務所自動車税課へお問い合わせください。年式によっては減免額がわずかなものとなる可能性があります。）

※2 非課税車または免税点以下の場合は、減免制度の対象外になります。

3 申請に必要な書類

- ①県税減免申請書
- ②被災した自動車の自動車検査証の写し
- ③被災した自動車の抹消又は移転を証明する書類
- ④減免を必要とする理由を証明する書類（り災証明書、保険金見積書など）
- ⑤代替自動車の自動車検査証の写し
- ⑥口座振替申出書（還付先が納税義務者と異なる場合は別途委任状が必要です）

4 減免の方法

書類を受理、審査した後に納税義務者へ還付

（代替自動車登録時は、所定の税額を納付していただきます。）

5 申請書類の提出先および申請期限

申請窓口：①代替自動車の登録と同時に 山口県税事務所自動車税課

②代替自動車の登録後 自動車検査証に記載された住所を所管する県税事務所

申請期限：代替自動車を登録されてから原則 1 か月以内

6 その他

- ・ 申請書様式については山口県のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/5/218269.html>

【自動車税種別割】（被災した自動車を修理して使用される方への減免）

1 減免要件

災害により壊れた自動車を修理して使用する場合、被災した日から6か月以内に5万円（税込）以上の修理をしたとき

2 減免額（減免額の算定方法）

被災した自動車について、令和7年度分の自動車税種別割の2分の1の税額が減免されます。

3 申請に必要な書類

- ① 県税減免申請書
- ② 減免を必要とする理由を証明する書類（り災証明書など）
- ③ 修理費の明細を記載した請求書又は領収書
- ④ 口座振替申出書（還付先が納税義務者と異なる場合は別途委任状が必要です）

4 減免の方法

書類を受理、審査した後に納税義務者へ還付

5 申請書類の提出先および申請期限

申請窓口：自動車車検証に記載された住所を所管する県税事務所

申請期限：被災した日から7か月以内

6 その他

- ・ 申請書様式については山口県のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/5/218269.html>

税務課 収納・システム管理班

自動車税環境性能割 担当：武 村

自動車税種別割 担当：三 嶋

[TEL:083-933-2288](tel:083-933-2288)